

前回部会（平成 25 年 4 月 19 日）における指摘事項

番号	指 摘 事 項	事 業 者 の 考 え 方
1	将来の施設のばい煙中の硫黄酸化物及びばいじんの濃度について、電気事業法に基づく届出と同様に「0」と表記しているが、表外に定量下限値未満であることを注記すべきである。	<p>LNGは、天然ガスを液化する処理工程において硫黄分等の不純物は除去されることから、この燃料の燃焼に起因するばい煙発生施設からの硫黄酸化物やばいじんの発生は実質的な排出はないため、「0」と表記しております。</p> <p>今回ご指摘の「定量下限値未満」を環境影響準備書に記載した場合、LNGを燃料として燃焼すると硫黄酸化物やばいじんは定量下限値に近い排出があるとの誤解を与えられれます。</p> <p>環境影響評価図書は、環境への影響の程度を検討する上で必要な情報を記載するものであることから、「定量下限値未満」を環境影響準備書に記載する必要はないと考えております。</p>